

序編 はじめに

1 景観計画策定の背景と目的

国は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観形成を国政上の課題として位置づけ、さらに平成16年6月には「景観法」を制定して、市町村等が地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。

本町は、富士山が世界遺産に登録されたことを受け、景観行政を主体的に推進していくために、平成26年7月に「景観行政団体」に移行しました。その後、景観計画策定調査に着手し、景観形成に関する基本的な考え方や、具体的な取組内容を検討してきました。また、須走地区では、その構成資産である富士浅間神社前の本通りにおいて、門前町の景観形成を目指し、地区関係者の方々とのワークショップを交えて、景観形成重点地区としての計画を検討してきました。

小山町景観計画を策定することにより、町の美しい景観の保全及び形成を図り、町民の豊かで活力のある生活の実現及び魅力あるまちづくりを推進していきます。

2 景観計画の位置づけ

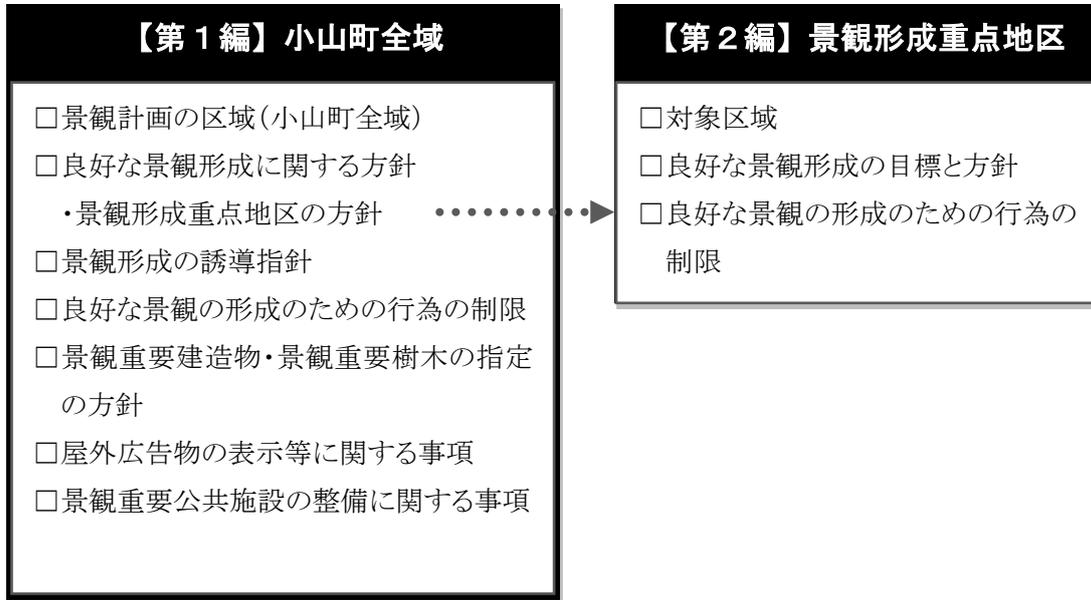
本計画は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である本町が策定する景観形成の総合的な計画としての役割を担います。「小山町景観計画」では、以下のうち①～⑥について定めます。

景観計画で定める項目（景観法第8条関係）

必須事項	①景観計画の区域	第1章
	②良好な景観の形成のための行為の制限	第4章
	③景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	第5章
努力事項	④良好な景観形成に関する方針	第2章
選択事項	⑤屋外広告物の表示等に関する事項	第6章
	⑥景観重要公共施設の整備に関する事項	第7章
	⑦景観農業振興地域整備計画に関する事項	
	⑧自然公園法の許可の基準	

3 景観計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。





【小山町内の景観】▲鮎沢川と桜、遠くに富士山を望む。